

2文庁第1540号
令和2年12月25日

関係団体各位

文化庁次長

矢野 和彦

(公印省略)

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」等の一部の施行について（通知）

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年法律第48号。以下「改正法」という。）に関しては、『「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」等の公布及び一部の施行について（通知）』（令和2年9月30日付け2文庁第1112号文化庁次長通知）において、令和2年10月1日から施行される規定の趣旨及び概要等について通知していたところ、この度、「侵害コンテンツのダウンロード違法化」などの改正事項が令和3年1月1日から施行されることとなりました。

また、これに関連して、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（令和2年政令第364号。以下「整備政令」という。）が令和2年12月23日に公布され、令和3年1月1日から施行されることとなっています。

これらの規定等の趣旨及び概要は下記のとおりですので、御了知いただくとともに、侵害コンテンツのダウンロード違法化に関しては、改正法附則（第3条）において関係事業者の措置（努力義務）が規定されていることを踏まえ、関係事業者におかれては必要な取組を進めていただくようお願いします。

なお、「プログラム登録に関する同一性証明制度の創設」については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっており、追って別途通知することを予定しておりますので、申し添えます。

記

1. 侵害コンテンツのダウンロード違法化（新法第30条第1項第4号・第2項、第119条第3項第2号・第5項等関係）

近年、インターネット上の海賊版による被害が深刻さを増してきており、10年以上前から被害が顕著であった音楽・映像の分野のみならず、漫画・雑誌・写真集・文芸書・専門書・学术论文など様々な分野・種類の著作物について、違法にアップロードされた著作物（以下「侵害コンテンツ」という。）のダウンロードによる被害が生じている状況にあったこと。

こうした状況を踏まえ、被害の拡大を防止する観点から、既に法整備がなされている音楽・映像分野に限らず、著作物全般について、一定の要件の下、侵害コンテンツをダウンロードする行為を違法化・刑事罰化することとしたこと。

なお、音楽・映像分野については現行規定を存置し、基本的に現行通りの取扱いとすることとしたこと。

(1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化（民事）（新法第30条第1項第4号等）

侵害コンテンツ（既に法整備がなされている音楽・映像分野以外の著作物全般）をダウンロードする行為について、一定の要件の下、新法第30条第1項の対象から除外し、私的使用目的であっても違法とすることとしたこと。

その際、海賊版対策としての実効性を確保しつつ、国民の正当な情報収集等を萎縮させないため、①侵害コンテンツであることを知りながらダウンロードする場合のみを違法とするとともに、②以下のダウンロードが違法とならないよう措置したこと。

(ア) 漫画の1コマ～数コマなどの「軽微なもの」のダウンロード

(イ) 二次的著作物（二次創作・パロディ）のダウンロード

(ウ) 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロード

(エ) スクリーンショットを行う際に違法画像等（例：SNSで用いられるアイコン画像）が入り込むこと（写り込みに係る権利制限規定の拡充（新法第30条の2）によって措置）

なお、上記①に関して、重大な過失によって侵害コンテンツであることを知らずにダウンロードした場合も、違法とはならないことを明確化したこと。

(2) 侵害コンテンツのダウンロード刑事罰化（新法第119条第3項第2号等）

上記（1）により違法となるダウンロード行為のうち、①正規版が有償で提供・提示されているもの（例：市販の漫画）の侵害コンテンツを、②継続的に又は反復してダウンロードする場合には、刑事罰（2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はその併科）の対象とすることとしたこと。なお、本件刑事罰は、親告罪（検察による公訴提起に当たって権利者からの告訴が必要）としていること。

(3) 運用上の配慮規定（改正法附則第2条、第3条、第5条、第6条）

改正法附則に、以下の①～④の措置について規定することとしたこと。

①国民に対する啓発等について（改正法附則第2条）

国及び地方公共団体は、（i）国民が侵害コンテンツのダウンロードの防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、啓発その他の必要な措置を講じるとともに、（ii）未成年者があらゆる機会を通じて、侵害コンテンツのダウンロードの防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて教育の充実を図らなければならないこととしたこと。

②関係事業者による措置（改正法附則第3条）

著作物を公衆に提供・提示する事業者は、侵害コンテンツのダウンロードを防止するための措置（普及啓発や適法サイトへのマーク付与など）を講ずるよう努めなければならないこととしたこと。

③刑事罰の運用に当たっての配慮（改正法附則第5条）

新法第119条第3項第2号の規定（侵害コンテンツのダウンロード刑事罰化）の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならないこととしたこと。

④施行後1年を目途としたフォローアップ（改正法附則第6条）

政府は、改正法の施行後一年を目途として、新法第30条第1項第4号、新法第119条第3項第2号の規定の施行の状況を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしたこと。

(4) 留意事項

侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する普及啓発・教育に資するよう、文化庁において、リーフレット（別添9）や、Q&A（別添10）、解説記事、YouTube動画などの資料を作成し、公表していること。

関係事業者においては、これらも御参照の上、改正法附則第3条の規定に基づき、侵害コンテンツのダウンロードを防止するための措置として、普及啓発や適法サイトへのマーク付与などの取組を進めていただきたいこと。

(参考)

○「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関する各種情報について

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/92735201.html>

2. その他の改正事項

(1) 著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化（新法第114条の3関係）

著作権侵害訴訟における書類提出命令をより実効的なものとする観点から、①裁判所は、対象の書類が、侵害立証や損害額計算のために必要な書類であるか否かを判断するために必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせること（いわゆる「インカメラ手続」を行うこと）ができることとする（新法第114条の3第2項）とともに、②裁判所は、対象の書類について専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、民事訴訟法に規定する専門委員に当該書類を開示すること（いわゆる「インカメラ手続」に専門委員を関与させること）ができることとしたこと（同条第4項）。

(2) アクセスコントロール等に関する保護の強化（新法第2条第1項第20号・第21号、第113条第7項、第120条の2第4号等関係）

「技術的利用制限手段」（アクセスコントロール）及び「技術的保護手段」（コピーコントロール）に関して、平成30年の不正競争防止法の改正と同様に、指令符号（シリアルコード）を活用したソフトウェアのライセンス認証の回避行為等に適切に対応することができるよう、以下の措置を講ずることとしたこと。

①「技術的利用制限手段」及び「技術的保護手段」の定義規定の改正（新法第2条第1項第20号・第21号関係）

「技術的利用制限手段」及び「技術的保護手段」の定義規定を改正し、ライセンス認証のように、不正利用防止のための信号がコンテンツとは別途（後から）、送信・記録されるものも対象に含まれることを明確化することとしたこと。

②不正な指令符号の提供等の規制（新法第113条第7項、第120条の2第4号関係）

ライセンス認証等を回避するための不正な指令符号（シリアルコード）の提供等を、著作権等を侵害する行為とみなすとともに、刑事罰（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科）の対象とすることとしたこと。

(3) プログラム登録等に関する手数料の免除規定の廃止（新プログラム登録特例法第26条等、改正法附則第9条、整備政令関係）

プログラム登録制度の持続可能性を確保するとともに、民間企業等とのイコールドフットイングを図るため、指定登録機関が事務を行う場合におけるプログラム登録に関する手続について国及び独立行政法人（国立大学法人等及び日本司法支援センターを含む。）の手数料納付義務の免除規定を廃止することとしたこと（新プログラム登録特例法第26条及び整備政令）。

また、国が事務を行う裁定に関する手続、著作権登録原簿の謄本等の交付等に関する手続及びあっせんに関する手続について、独立行政法人（国立大学法人等及び日本司法支援センターを含む。）の手数料納付義務の免除規定を廃止することとしたこと（新法第70条第2項、第78条第6項及び第107条第2項）。

なお、施行日前に申請等を行った場合には、引き続き手数料の納付を不要とする旨の経過措置を設けることとしたこと（改正法附則第9条及び整備政令）。

(4) インターネットの利用その他の適切な方法による公表について（新法第33条第3項、第33条の2第3項、第33条の3第3項、第78条第3項関係）

国民に対して分かりやすく周知を行う観点から、従来、官報で告示すべきとされていた教科書等掲載補償金の算出方法、教科用図書代替教材掲載補償金の算出方法、教科用拡大図書複製補償金の算出方法及び実名の登録について、インターネットの利用その他の適切な方法による公表によることとしたこと（新法第33条第3項、第33条の2第3項、第33条の3第3項及び第78条第3項）。

(5) その他の規定の整備

その他、出版権の制限に係る規定や、著作権法の一部を改正する法律（平成24年法律第43号）の附則について技術的な規定の整備を行うなど、所要の規定の整備を行うこととしたこと。

【添付資料】

- 別添 1 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（概要）
- 別添 2 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（説明資料）
- 別添 3 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（参考資料）
- 別添 4 令和 2 年著作権法改正に伴う関係政令の整備等の概要
- 別添 5 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 48 号）条文
- 別添 6 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 48 号）新旧対照表
- 別添 7 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 2 年政令第 364 号）条文
- 別添 8 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 2 年政令第 364 号）新旧対照表
- 別添 9 「ちょっと待って！そのダウンロード、違法かも？」（普及啓発用リーフレット：文化庁著作権課作成）
- 別添 10 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する Q & A（基本的な考え方）
【改正法成立後版】（令和 2 年 1 2 月 2 4 日 文化庁著作権課）

【参考ウェブサイト】

- 改正法全体の趣旨・概要について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/

- 「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関する各種情報について

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/92735201.html>

担当 文化庁著作権課法規係 電話 03-5253-4111（内線2775）
